

第 5 章

緑化重点地区における施策

1. 緑化重点地区の設定

本計画の対象区域は様々な地区で構成されており、緑の状況は地区の特性によって異なります。そのため、それぞれの特性に応じた推進が必要となることから、緑化重点地区として位置づけます。

1-1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区は、市町村が定める基本計画事項の一つに掲げられています。(都市緑地法第4条第2項第7号「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」)

定められた地区は、緑化を推進することで、良好な都市環境が形成され、「ゆたかな 緑と共生するまち」のモデル地区となることから、将来は他の地区における緑化を広める役割を担っています。

1-2. 緑化重点地区の選定条件

緑化重点地区の設定にあたっては、行政による緑化施策に加え、住民及び事業者等が、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できる地区に定めることとします。

また、緑化重点地区については、地区住民や企業等の意向や土地利用の動向を反映させることが重要です。

具体的な地区の選定条件については、以下のような地区が対象として考えられます。

- ・ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ・ 特に緑の少ない地区
- ・ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ・ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ・ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ・ 市街地開発事業の予定地区

資料：緑の基本計画ハンドブック

2. 緑化重点地区の計画

2-1. 緑化重点地区における現況と課題

緑化重点地区（市街地）における現況と課題を「緑化の推進」「彩りの推進」「質の向上の推進」という3つの視点から抽出します。

1) 緑化の推進

JR宗谷本線を境にした西地区には街路樹が少なく、防災・減災に寄与する避難路としての機能や、生態系の移動空間、水と緑のネットワーク形成の観点から東地区と比較した場合、緑の配置が少なくなっている状況です。こうした環境を改善するため、平成22年度から進めている西広通整備事業による街路樹の植栽によって均衡を図ることとします。

2) 彩りの推進

①公園の彩り

平成18年度に行った地域用水環境整備事業では、暗渠化された土別第2幹線用水路の上に「ふれあいの道公園」として整備され市民に親しまれています。今後は、本市と地域ボランティアとの協働により、公園内に花や緑の彩りを添える活動を通じて、新しいふれあいが生まれる公園づくりをめざします。

②JR土別駅前及び中心市街地の彩り

市民に協力いただいた緑に関するアンケートでは、JR土別駅前における彩りの推進について意見や要望がありました。本市では、それらの意見や要望を踏まえた駅前再整備を進めます。また、中心市街地において、ポケットパークなどを配置し、活性化に寄与する整備を進めます。



3) 質の向上の推進

①公園環境

つくも水郷公園は、本市のシンボルとなる公園であり、市街地における重要な緑地となっています。供用開始から46年が経過し、今後の維持管理方法が課題となっていました。平成27年度に本市の都市公園を対象とした公園施設長寿命化計画の策定により、つくも水郷公園をはじめとする全ての都市公園において、計画的な公園施設の更新を実施しています。

また、供用開始から39年が経過した宮下公園は、平成26年に修繕作業が市民参加により行われたことで、多くの方が利用しやすく、親しみやすい公園となりました。このような市民参加による公園施設の修繕が期待されています。



②道路景観

既存の街路樹は、場所により剪定の手法や刈込に差があることから、樹木管理における適切な手法を明確にし、景観の形成や防災・減災といった街路樹が持つ機能を維持することに努めます。

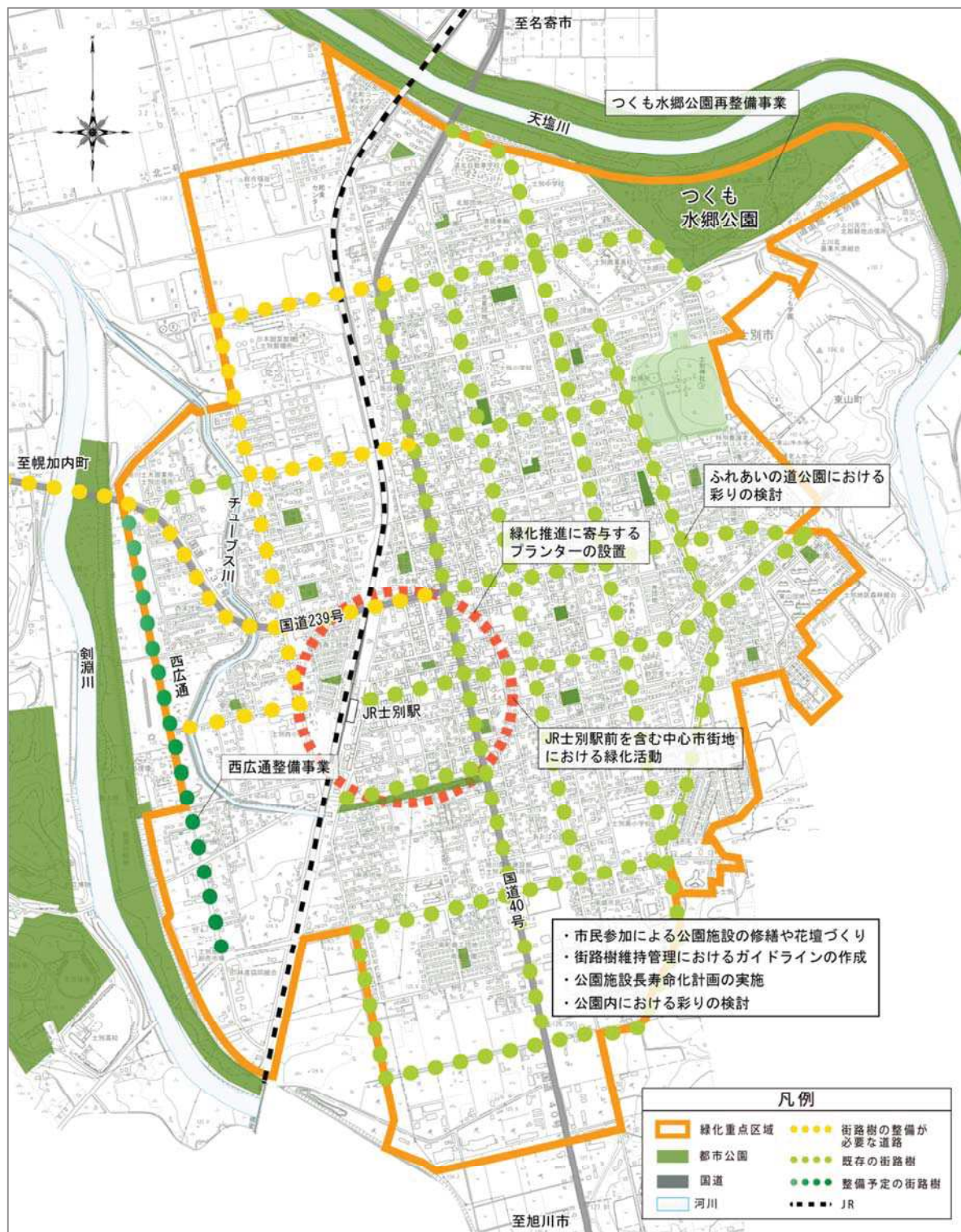


2-2. 事業計画

3つの視点から抽出した現況と課題より、緑化重点地区を「ゆたかな 緑と共生するまち」のモデル地区とするための事業計画は次のとおりです。

- つくも水郷公園再整備事業（公園施設長寿命化計画の実施）
- 市民参加による花壇づくりや公園施設の維持
- 街路樹維持管理におけるガイドラインの作成
- 公園における彩りの検討
- JR土別駅前を含む中心市街地の緑化活動の推進
- 街路樹の設置が困難な道路におけるプランターの設置

緑化重点計画図



卷末資料

1. 緑の基本計画に関するアンケート調査

I. アンケート調査の概要

1) アンケートの目的

将来の緑のあり方を示した「緑の基本計画」の策定に向け、市民の皆様が考える緑の現況と課題、将来の目標などを把握し、計画に反映させることを目的としています。

2) アンケートの対象

市内にお住いの 1,500 人を無作為抽出し、アンケートを配布しました。

3) アンケートの実施期間

平成28年8月1日～平成28年8月12日

4) 回答状況

配布数 1,500 通

回答数 516 通

回答率 34.4%

5) 調査票

実際に配布した調査票は次ページのとおりです。

2. 土別市の緑の現状についてお尋ねします。

問1 現在の緑の量について伺います。それぞれの項目から当てはまるものを1つずつ選び、該当する番号に○印をつけてお答えください。

	①多い	②やや 多い	③どちらとも いえない	④やや 少ない	⑤少ない
例. 市街地	①	②	③	④	⑤
1. 市街地	①	②	③	④	⑤
2. 公園	①	②	③	④	⑤
3. 道路	①	②	③	④	⑤
4. 河川	①	②	③	④	⑤
5. 工場	①	②	③	④	⑤
6. 農地	①	②	③	④	⑤

問2 10年前と比べた土別市の緑の量についてのお考えを伺います。それぞれの項目で、あなたのお考えに最も近いものを1つずつ選んでください。

	①増えた	②変わらない	③減った	④わからない
1. 市街地	①	②	③	④
2. 公園	①	②	③	④
3. 道路	①	②	③	④
4. 河川	①	②	③	④
5. 工場	①	②	③	④
6. 農地	①	②	③	④

問3

緑の維持管理について伺います。それぞれの項目で、満足度を1つずつ選んでください。

	①満足	②やや満足	③どちらとも いえない	④やや 不満	⑤不満
1. 公園	①	②	③	④	⑤
2. 道路	①	②	③	④	⑤
3. 河川	①	②	③	④	⑤
4. 工場	①	②	③	④	⑤

問4

今後も大切に守るべきだと思う緑の箇所について伺います。当てはまるものを3つまで選んでください。【複数回答可】

- | | | |
|------------|-------|---------|
| 1. 公園 | 2. 道路 | 3. 河川 |
| 4. 工場の花・緑 | 5. 農地 | 6. 神社・寺 |
| 7. 学校・公共施設 | | |
| 9. その他（ | | ） |

問 5

あなたが実践している活動について伺います。当てはまるものを3つまで選んでください。【複数回答 可】

1. 庭や家の周りなどで花木を育てる
2. ベランダや室内などで花木を育てる
3. 公園や歩道の花壇づくりや植樹に参加する
4. 勤め先の企業・工場などで緑化を行う
5. 自然保護団体などに参加し活動する
6. 緑に関するイベントに参加する
7. 特にない
8. その他（ ）

3. これからの士別市の「緑のまちづくり」についてお尋ねします。

問 6

今後、緑を保全していくために必要な取組みを伺います。当てはまるものを3つまで選んでください。【複数回答 可】

1. 市民、NPO・企業、行政の協働による緑の維持管理
2. 公園・学校・公共施設への敷地や道路への積極的な緑化
3. 緑の保全に係るボランティア育成
4. 市民の緑化活動への行政の支援
5. 緑地保全地域など、緑地保全・緑化の制度による緑の保全
6. 緑化イベントなどの開催による緑の保全の市民意識の啓発
7. わからない
8. その他（ ）

問 7

今後、緑のまちづくりについて行政に望むこと・支援して欲しいことを伺います。当てはまるものを3つまで選んでください。【複数回答 可】

1. 河川・公共施設などの緑を増やす
2. 公園・緑地や街路樹などの緑を増やす
3. 市民活動に対し、助言・指導を行う専門家の派遣などの支援を充実させる
4. 市民活動に対し、活動場所や道具の貸出などの支援を充実させる
5. 市民活動に対し、活動費や物品購入費などの経済的支援を充実させる
6. 個人の宅地の緑化の支援（苗木の配布、緑化費用補助）を充実させる
7. 緑に関する教育を充実させる
8. 緑に関するイベントの開催を充実させる
9. その他（ ）

問 8

現在あなたが実践している活動以外で、今後実践していきたい活動について伺います。当てはまるものを3つまで選んでください。【複数回答 可】

1. 庭や家の周りなどで花木を育てる
2. ベランダや室内などで花木を育てる
3. 公園や歩道の花壇づくりや植樹に参加する
4. 勤め先の企業・工場などで緑化を行う
5. 自然保護団体などに参加し活動する
6. 緑に関するイベントに参加する
7. 特にない
8. その他（ ）

問 9

士別市の緑のあり方について伺います。当てはまるものを3つまで選んでください。【複数回答 可】

1. 豊富な自然に囲まれているので、市街地の緑を積極的に増やさなくてもいい
2. 緑を増やす際、管理しやすい方法（落葉樹を避けるなど）を優先する
3. 子どもが利用しやすい公園・緑地を増やす
4. 年代を問わず市民が様々な活動ができる緑の空間や公園を身近に増やす
5. 災害を減らしたり、災害時に役立つ公園・緑地を増やす
6. 市民が主体となった緑を増やす活動を盛んにする
7. 緑を増やす際、動植物が生息・生育できる緑のつながりを重視する
8. その他（）

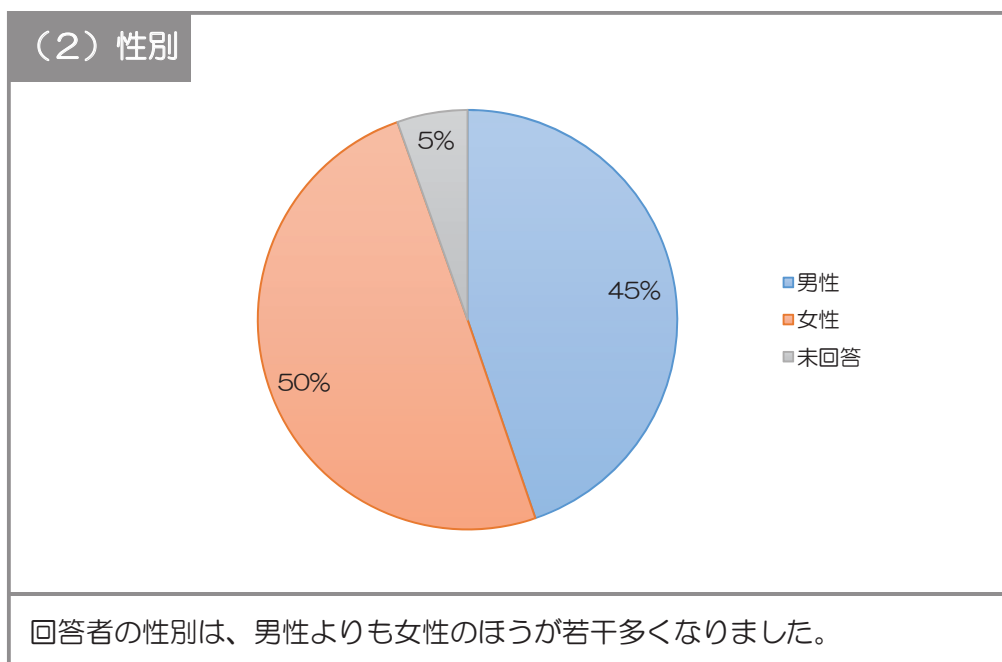
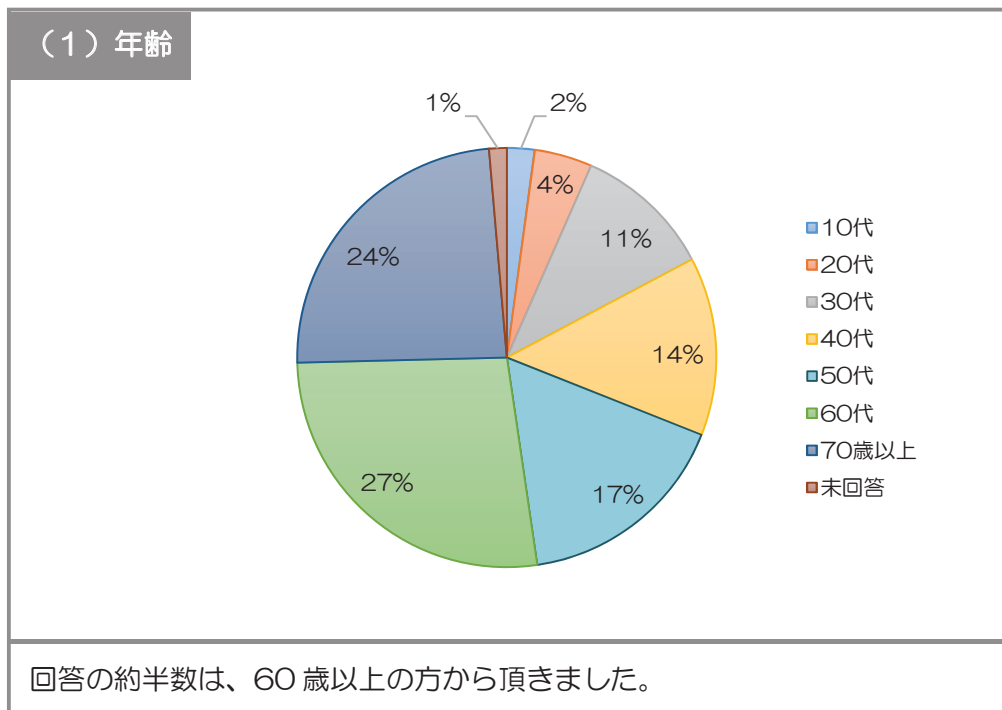
4. 今までお聞きしたことの補足や緑のまちづくりに関するあなたのご意見、ご提案がございましたら、次の欄にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

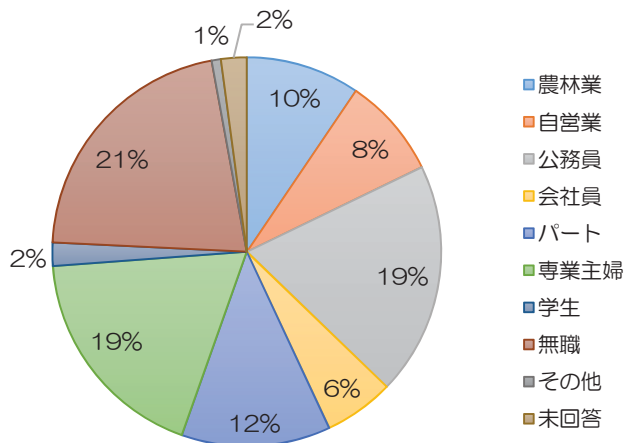
Ⅱ. アンケート調査結果

「土別市緑の基本計画 アンケート調査」における調査結果を円グラフにまとめました。

1) 回答者の基本属性について

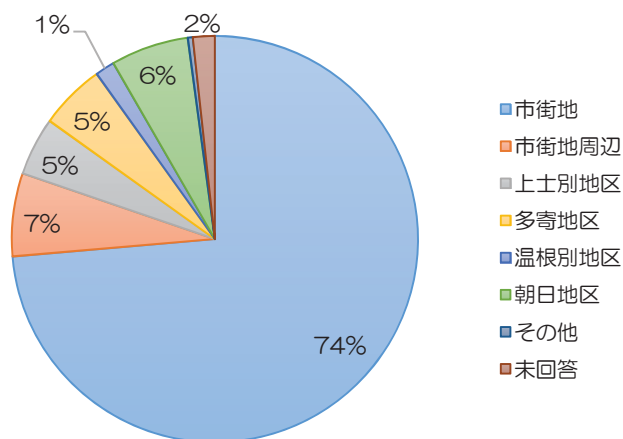


(3) 職種



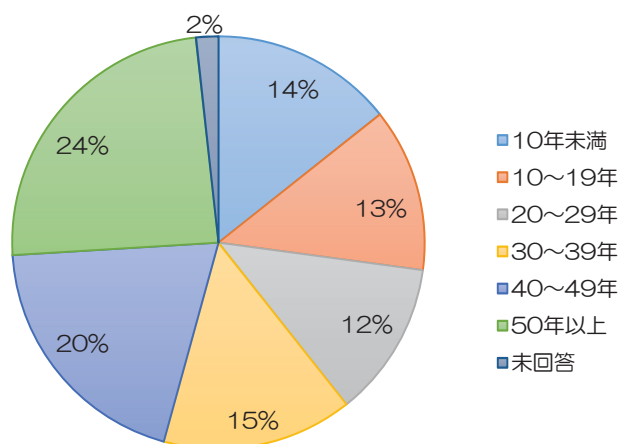
会社員・公務員が全体の25%を占めています。

(4) 居住地



回答者全体の70%以上の方が市街地に居住しています。

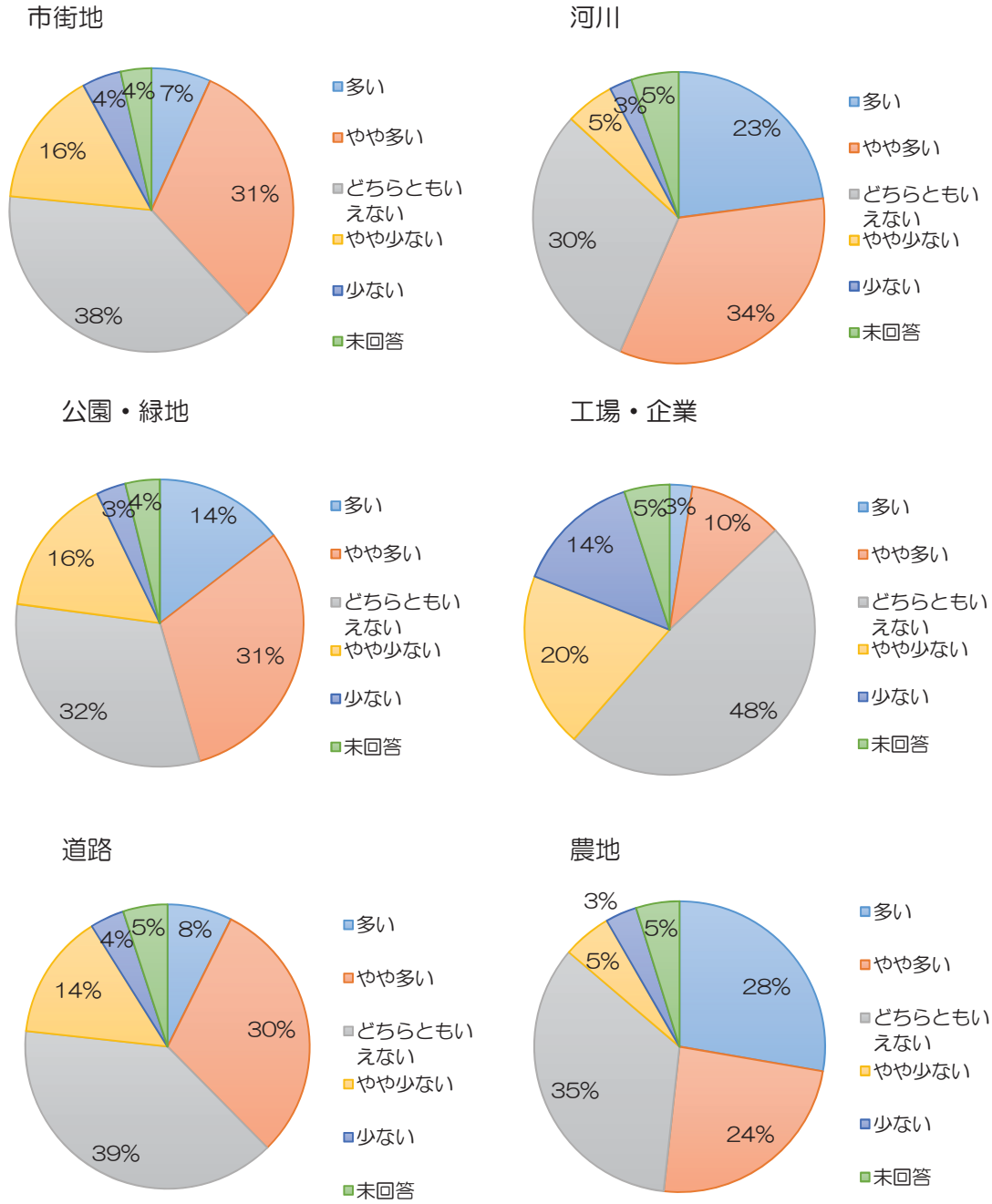
(4) 居住年数



回答者全体の約60%の方が30年以上にわたり本市に居住しています。

2) 緑の現況について

問1 「現在の緑の量」について

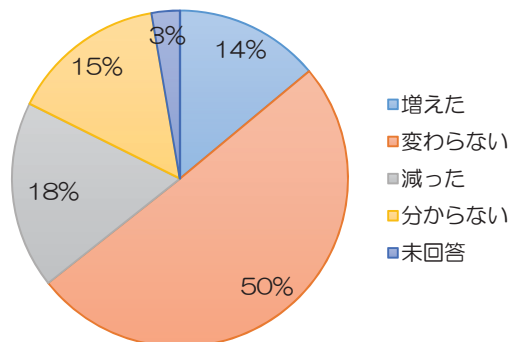


「市街地」「公園・緑地」「道路」「河川」に対して、約30%の方が緑の量は「やや多い」と感じているのに対し、「少ない」と回答している方は全体の5%となりました。

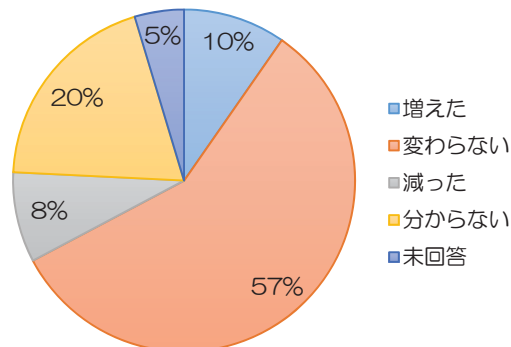
また、「工場・企業」では「多い」が3%、「少ない」が14%であり、「農地」に対しては「多い」が28%「少ない」が3%となりました。

問2 「10年前と比較した緑の量」について

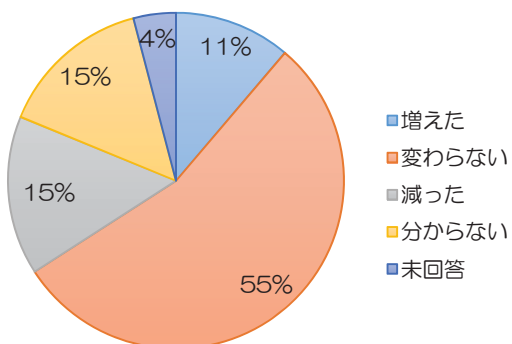
市街地



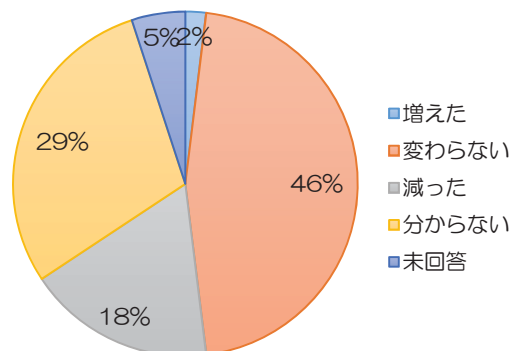
河川



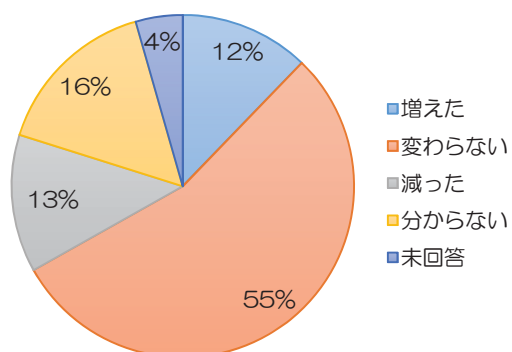
公園・緑地



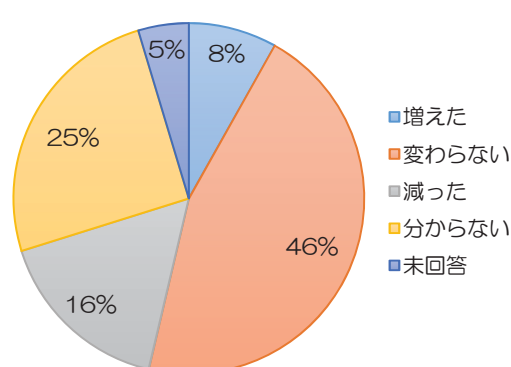
工場・企業



道路



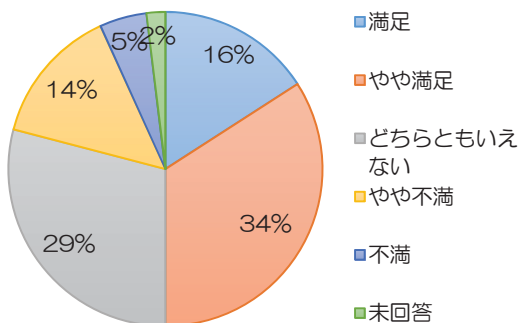
農地



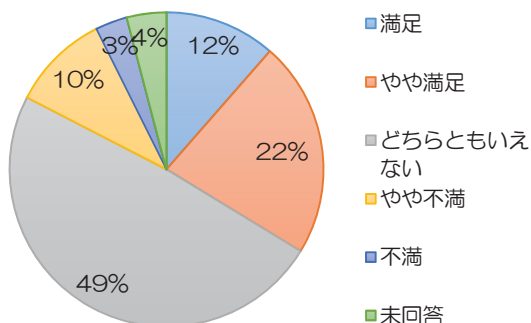
「変わらない」と回答した割合は全ての箇所において、約50%を占めています。また、「河川」以外の箇所では「減った」と回答した人が「増えた」と回答した人よりも多くなりました。

問3 「緑の維持管理」について

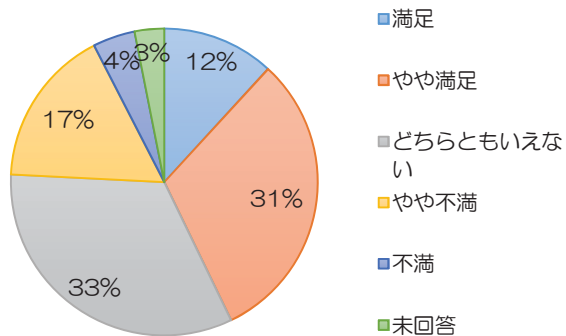
公園・緑地



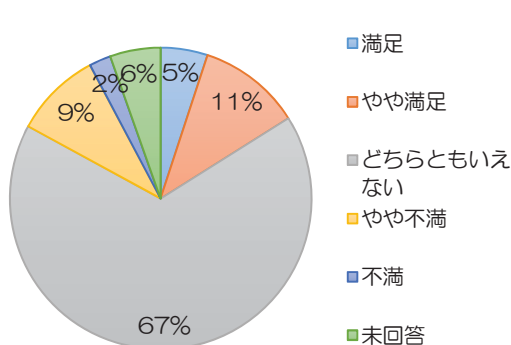
河川



道路

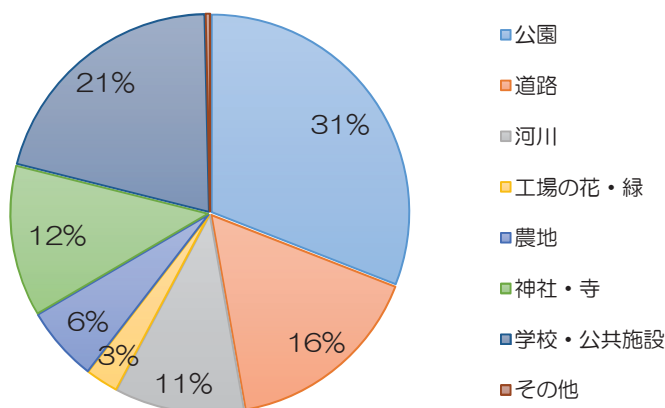


工場・企業



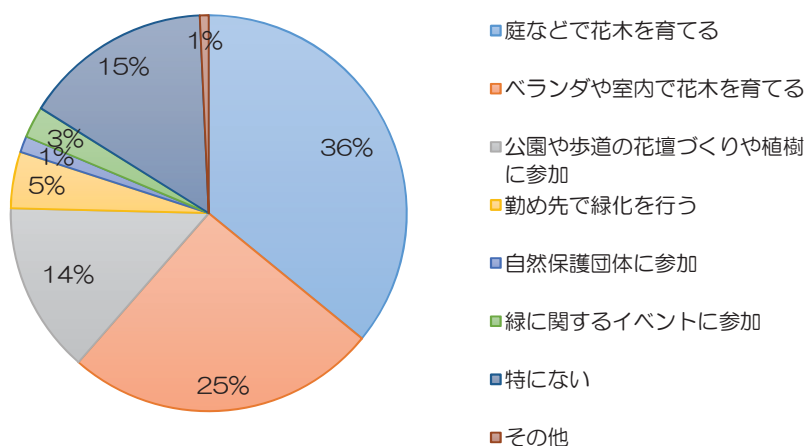
「公園・緑地」「道路」「河川」については、「満足」・「やや満足」が全体の約40%を占めています。「工場・企業」については「どちらともいえない」が約70%を占めています。

問4 「今後も大切に守るべき緑」について



「公園」と回答した方は全体の約 30%を占め、次いで「学校・公共施設」が約 20%となりました。

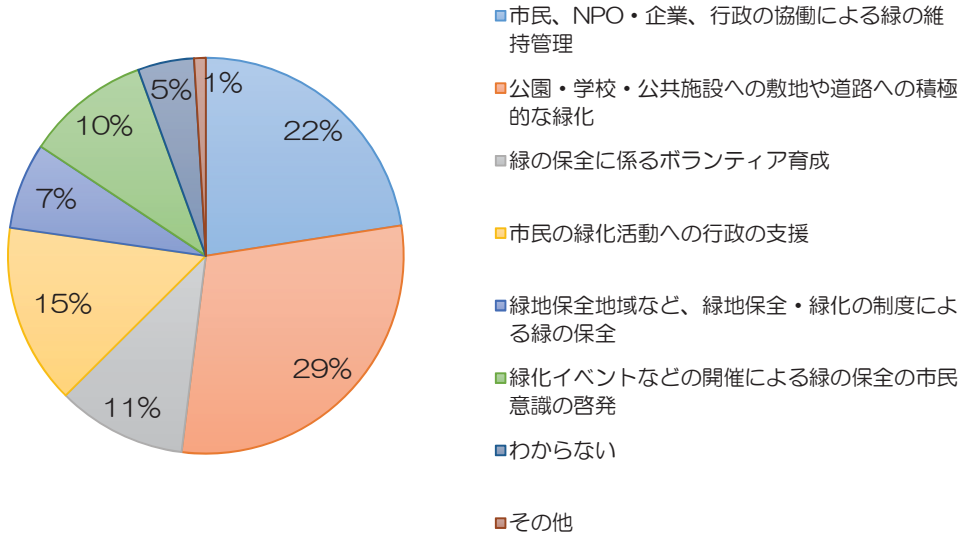
問5 「実践している緑に関する活動」について



「庭などで花木を育てる」と「ベランダや室内で花木を育てる」が全体の約 60%を占めています。

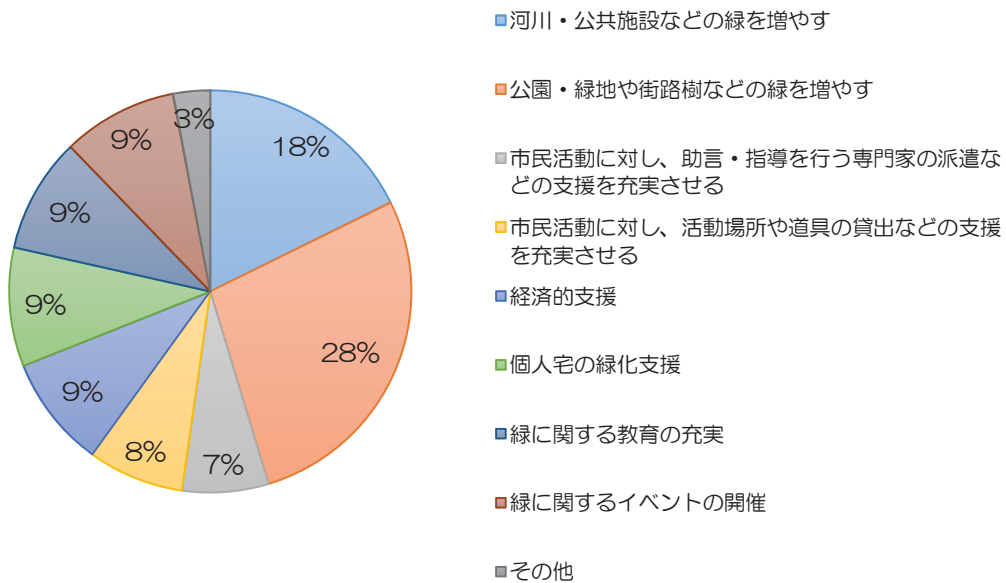
3) これからの土別市における「緑のまちづくり」について

問6 「緑を保全していくために必要な取組み」について



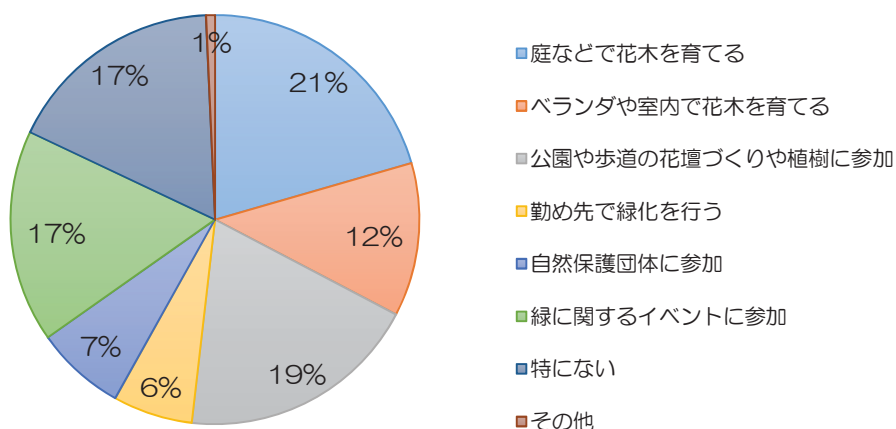
全体の約30%を「公園・学校・公共施設への敷地や道路への積極的な緑化」が占め、次いで「市民、NPO・企業・行政の協働による緑の維持管理」が約20%を占めています。

問7 「緑のまちづくりについて行政に望むこと」について



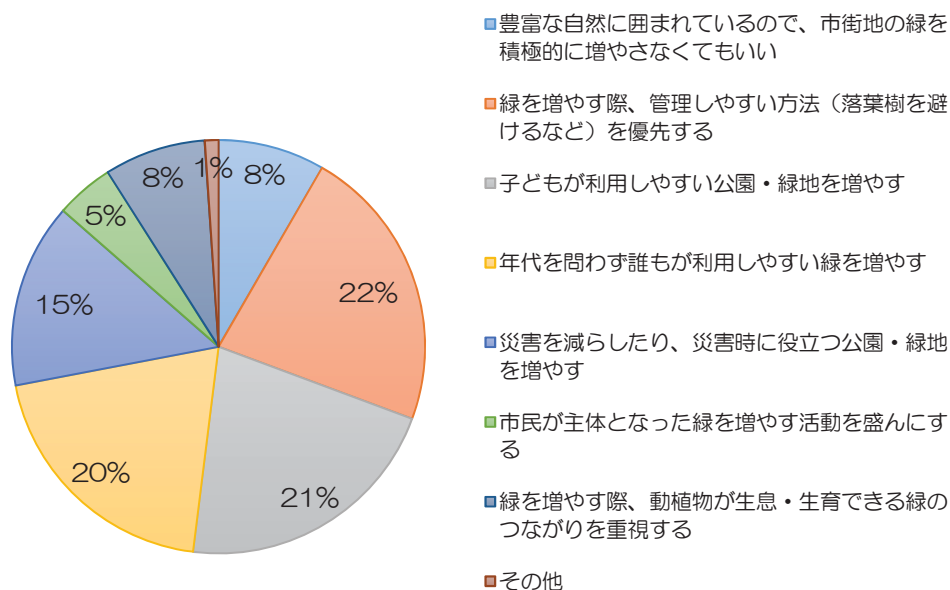
「公園・緑地や街路樹などの緑を増やす」が全体の約30%を占めており、次いで「河川・公共施設などの緑を増やす」が約20%を占めています。

問 8 「実践している活動以外で今後実践していきたい活動」について



「庭などで花木を育てる」と「ベランダや室内で花木を育てる」が全体の約 30%を占めています。

問 9 「本市の緑のあり方」について



「緑を増やす際、管理しやすい方法を優先する」が全体の約 20%を占めており、「子どもが利用しやすい公園・緑地を増やす」と「年代を問わず誰もが利用しやすい緑を増やす」が全体の約 40%を占めています。

4) ご意見・ご提案

アンケート内における自由記述について要約しました。

■維持管理全般について

本市は他の市町村に比べて緑の多い街であることから、今後の人口減少やそれに伴う予算縮小といった社会情勢を考慮し、緑を増やすことだけではなく、現状の緑をしっかりと維持管理することが重要であるという意見が多くありました。

特に維持管理が必要であるという意見が多かった内訳は、街路樹と公園内や道路脇などの草刈についてです。街路樹においては伸びた枝により信号が見えづらいことや、落葉が道路に堆積していることで美観を損ねているという意見が多くありました。道路脇や花壇の草刈に関しては、手入れが行き届いていない状況であるという意見も多くありました。

また、花壇に関しては自治体や花いっぱい運動により、きれいに植栽されていることから、今後も活動を継続して欲しいといった意見がありました。

■新たに配置してほしい緑

本市の顔となる駅前には、緑による整備（花時計等）を行うなど、改善を求める声が多くありました。

本市の公園は、冬期間に堆雪場所として活用していることから、樹木が少ない状況です。今後は、樹木の配置について考慮し、世代を問わず利用することができる「グリーンスポット」や、子どもたちが市内でも楽しく遊ぶことのできる施設を求める声が多くありました。

また、市内の小中学校の水はけが悪く、土が道路に流出するため、芝生を育てることにより土が流れないように対策を行うなどの、具体的な意見もありました。

■緑のまちづくりに関する提案

土別市は緑の多い街であることから、花や樹木を広報等で紹介することや、木の名前が分かるようにプレートを設置するなど緑に関する周知活動を行い、市民に緑の価値を認識してもらうとともに、関心を持ってもらう活動を行うべきとの意見も寄せられました。

2-1 用語説明

あ

【エコロジカルネットワーク】

人と自然が共生を確保していくため、野生生物の生息地等の自然地域を緑地などの空間で繋いだ生態系のネットワーク。

【オープンスペース】

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物に覆われていない土地の総称。また、都市内では、建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空き地や空間で、広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所。

か

【核家族】

夫婦とその未婚の子供で構成される家族のことであり、夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。

【河川区域】

河川の流水が継続して存在する土地及びこれに類する状況を呈している土地の区域、河川管理施設の敷地である土地の区域、堤外(堤防からみて流水のある側)の土地の区域のうち、河川管理者が指定した区域。

【環境基本計画】

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにするもの。

【環境緑地保護地区】

市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区。

【急傾斜地崩壊危険箇所】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、いわゆる急傾斜地法において、傾斜度が30度以上である土地。(急傾斜地法2条)

【広域避難場所】

大規模火災等が発生した際、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所であり、大規模な公園やグラウンドなどをいいます。

【公園施設長寿命化計画】

老朽化している公園施設について、計画的な予防修繕を取り入れることで公園施設の長寿命化を図り、都市公園の安全性の確保や、トータルコストの縮減、平準化を図る計画。

【コミュニティガーデン】

一般な公園とは異なり、地域の庭となるものであり、企画・設置・運営主体が行政ではなく、地域の住民であることが特徴です。初期の段階で行政の支援を受けることがあっても、場所の選定や、企画・運営などのすべてを住民が自主的に行います。

さ

【酸性雨】

化石燃料の燃焼によって生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で硫酸ミストや硝酸ミストとなって、降雨のなかに取り込まれてできた酸性の強い雨のこと。

【指定避難場所】

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

【土別市総合計画】

市の最上位の計画であり、これからの土別市のまちづくりの目標を定め、その目標を実現するための取り組みを定めた計画。

【土別市農業・農村活性化計画】

本市農業・農村の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、土別市農業・農村活性化条例第4条に基づいた計画。

【土別市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

人口急減・少子高齢化などの大きな課題に対し、将来にわたって活力ある地域を維持することを目的とし、まち・ひと・しごと・創生法第10条第1項に基づき定められた、豊かで安心した生活を営める地域社会の形成、人材確保、就業機会の創出を一体的に推進するための計画。

【土別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

都市計画法第6条の2に基づき、北海道が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。

た

【地域コミュニティ】

住民同志の協力と連帯による、地域性と共通目標を持った、開放的かつ相互に信頼感のあるつながりや集まり。

【地域森林計画対象民有林】

森林法に基づき策定する地域森林計画において、その対象となっている民有林（国有林以外の森林）のこと。

【地域防災計画】

市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、災害の発生を防止し、更に応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、各防災機関の任務を明確するなど、事前に対策をまとめた計画。

【地球温暖化】

人間活動の拡大で、二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加することで、地球の表面温度が上昇すること。

【鳥獣保護区】

鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される地区。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があり、鳥獣保護区内においては、狩猟が認められていない。

【低炭素都市づくり】

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑える都市を形成していく取り組みのこと。

【都市計画】

まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めた計画。

【都市計画区域】

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲。

【都市計画マスタープラン】

都市計画法第18条の2に基づき、市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に示したもの。

【都市緑地法】

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

【土石流危険渓流】

土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある渓流のこと。

な

【農用地区域】

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

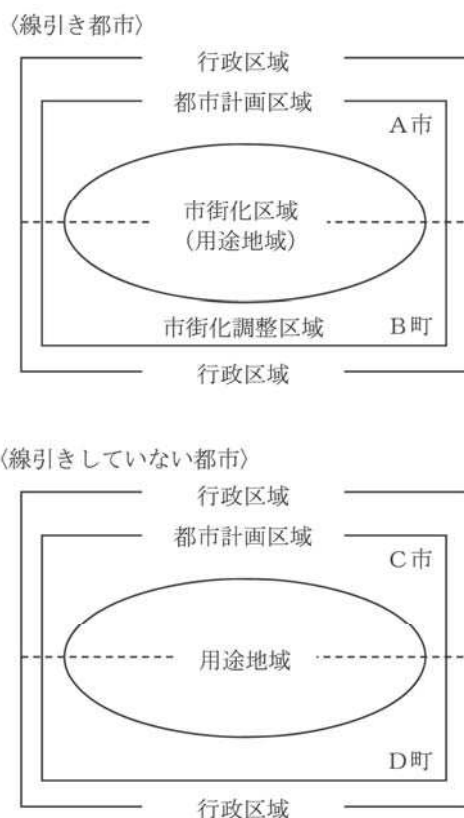
は

【パブリックコメント】

政策などを決定する際に、その計画や条例の「素案」、または「案」を公表し、市民の皆さんから多くのご意見を寄せていただくための一連の手続きのことです。

【非線引き都市計画区域】

線引き都市計画区域とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域内に市街化区域（既成市街地及び優先して計画的な市街化を図る区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の区域区分を定めたものであり、非線引き都市計画区域とは、この区域区分を定めていない都市計画区域のことです。



【北海道広域緑地計画】

都市計画区域における緑地整備・緑化推進のためのマスタープランであり、個別具体の権利制限を課す都市計画ではなく、各種公共施設等の個別具体の指針である。また、法律や条例等に基づく地域指定や基準とは異なり、法的な規制を伴うものではない。

【北海道自然環境等保全条例】

自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）その他の法令と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止し、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする条例。

ま

【緑のマスタープラン】

緑の基本計画の制度が定められる以前に運用されていた、都市計画体系における基本的な計画の一つとして定める都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための計画であり、緑地に関する規制、誘導、整備等の諸施策を推進するための指針。

や

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使うことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念であり、1990 年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス博士（1941-1998）が提唱したものです。

【用途地域】

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ等を規制・誘導する地域。（12 種類）

2-2 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにおいては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合においてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位
 ※国土交通省「都市局 公園緑地・景観課」より引用



士別市

shibetsu city

士別市緑の基本計画

発行 平成29年（2017年）5月

編集・発行 士別市建設水道部土木管理課

士別市東6条4丁目1番地

TEL:0165-23-3121

FAX:0165-22-1750

<http://www.city.shibetsu.lg.jp>